

会 議 録

会 議 の 名 称	西東京市教育計画策定懇談会（第9回）
開 催 日 時	平成30年8月24日（金） 午前9時30分から午前11時09分まで
開 催 場 所	西東京市役所保谷庁舎防災センター6階 講座室
出 席 者	<p>【委員】 遠藤委員、服部委員、川村委員、三橋委員、田中委員、大橋委員、渡邊委員、石田委員、山村委員、伊藤委員、武藤委員</p> <p>【欠席委員】 浅沼委員、本名委員</p> <p>【事務局】 渡部教育部長、森谷教育企画課長、等々力学校運営課長、内田教育指導課長、福田教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事、清水教育支援課長、掛谷社会教育課長、堀教育部主幹（社会教育課）、大橋公民館長、中川図書館長、宮本統括指導主事、和田企画調整係長、小倉企画調整係主任、齋藤企画調整係主事</p> <p>【傍聴人】 0人</p>
議 事	<p>(1) 会議録の確認について</p> <p>(2) 計画素案（第4章の基本方針1～4）について</p> <p>(3) その他</p>
会 議 資 料	<p>資料1 西東京市教育計画策定懇談会第8回会議録（案）</p> <p>資料2 次期西東京市教育計画（平成31～35年度）の体系（案）</p> <p>資料3 次期西東京市教育計画素案（第3章及び第4章）</p>
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>(1) 会議録の確認について</p> <p>C委員 2ページのC委員の下から4行目「幼稚園の教育内容に準ずる」のところに誤字がある。</p> <p>座長 御指摘の部分を事務局で修正することで、会議録の了承を得た。</p> <p>(2) 計画素案（第4章の基本方針1～4）について</p> <p>事務局（委託業者） （資料3 基本方針1の説明）</p> <p>E委員 「持続可能な開発のための教育」「オリンピック・パラリンピック教育」とは何か。</p>	

事務局

持続可能な社会を作っていくために必要な資質や能力を育てる教育を「ESD教育」として位置付けている。現代社会には貧困や差別、環境問題など、一つの国だけではなく世界的に大きな課題がある。こうした様々な現代的課題について世界的な感覚で捉えながら、自分の身近なところから取り組んでいくことで力をつけていく教育のことである。

「オリンピック、パラリンピック教育」については、様々な取組を含んでおり、スポーツの振興や、体力の向上などが該当する。パラリンピックでは障害者理解や国際理解教育、また、日本の伝統文化などをしっかりと理解するということも含まれる。

座長

学校現場でオリンピック、パラリンピックに出場したり関わったりした人をゲストティーチャーとして招いているという例はないか。

K委員

パラリンピックで銀メダルを取った市の職員の方に来ていただいた。
用語解説に載せるといいのではないか。

G委員

「望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立」のところ、「早寝、早起き、朝ごはんの励行」という記述があるが、生活習慣の確立に課題が見受けられる子どもの家庭について、関係機関と連携・支援を進めるなど、もう少し踏み込んだ記述ができないか。

また、「人権教育の推進」の中で、現計画にある学校飼育動物に関する事業がなくなっているが復活できないか。

9月議会で「子ども条例」が上程されるが、「子ども条例」について記述はできないか。

また、「いじめ防止」の部分に関して、平成28年度に「いじめ防止対策条例」が制定されているので、その内容を記述できないか。

事務局

学校飼育動物については、当然継続して実施している。「人権教育の推進」の中で「自己肯定感を高める支援の充実」、「人権教育及び子ども条例に関わる人権教育の推進」として記述している。「子ども条例」に関しては、現在、条例が制定されていないこともあり、具体的な記述はしていない。「いじめ防止条例」についても、検討したい。

L委員

副籍制度について、現計画にあったが今回入っていない。学校での取組ではあるが、学校だけではなく地域との連携という視点も検討し、事業として載せていただきたい。

事務局

副籍制度については、施策「地域と学校との連携・協働の仕組みづくり」の事業として加える。

C委員

「発音や話し方に関する課題への早期対応」について、「小学一年生全員を対象に」という記述がある。他の部分では、一人ひとりの育ちに応じては寄り添うというニュアンスが伝わってくる内容になっているが、この部分だけが、急にふるいにかけるような印象がある。

事務局

「し」や「き」など一文字だけの発音が難しい子どもがいた時に、一文字程度だと大きな支障がないと考え、「ことばの教室」に通うことなく成長していくことが一定数ある。西東京市の場合是一年生の段階で発見することで、ほぼ改善している。指導の技術が必要なことであることから、計画に位置付けることによって教員の指導力をさらに高めていきたい。

B委員

基本方針1、方向1の②「学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進」の中で、「児童・生徒が学習内容を自分の人生や社会と結び付けて」、「これからの時代に求められる資質、能力を身につける」、「主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を勧めていきます。」という文言がある。この取り組み事業の中で「学習内容」と「自分の人生と社会を結びつけて深く理解し」というところが、どこに関連しているのかがわかりにくい。

また、これまでの懇談会での議論の中に「生き方教育」として、自分はどのような人でどういふことに興味、関心があるのか、という自分の個性を理解し、主体的に自分の人生を考えて向かっていくところが大事だと委員の中で共通して話し合われていたように思う。そこについてはこの計画のどこに取組事業として表れているのか。

事務局

「主体的・対話的で深い学びの実現」の「深い学び」について、「学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解する」という事ができることを「深い学び」を実現したと捉えている。「自分の生き方」に結び付けていくということに関しては、「キャリア教育の推進」の中で、自分の生き方や将来の在り方について子どもたちが主体的に将来の見通しを持てるようにしていく、ということで位置付けた。

B委員

「通常の学級における支援の充実」とあるが、「特別支援学級」や「特別支援教室」においては、先生が相談できるような体制があると思う。「通常の学級」において、きめ細かい対応をするための相談体制があるのかどうかをお聞きしたい。

事務局

特別支援教育の専門性を高めるために、教員の中から、教育支援コーディネーターを選任している。教員等が、教育支援コーディネーターに情報を入れた上で校内会議を開いて情報共有を行っている。教育支援コーディネーターの専門性をより高めるために、定期的に研修会を開いたり、専門家を定期的に派遣したりして、教育支援コーディネーターを支援する取組の充実を図っているところである。

I委員

「道徳教育の充実」に「特別の教科 道徳」との表記があるが、前の計画から今回の計画までの間にこういった認識が生まれたのか。一般的にはわかりづらい表現である。

事務局

「特別の教科 道徳」は、今年度は小学校、来年度は中学校で教科書が導入されるものである。学習指導要領への表記が「特別の教科 道徳」となっているので、それに合わせた。

座長

正式な教科名が「特別の教科 道徳」となっている。数値の評定をしなかったり、「道徳」の免許というものがなく、中学校では担任が教えたりするというので、これまでの教科と違う教科ということで「特別の教科」という言い方をしている。

事務局（委託業者）

（資料3 基本方針2の説明）

A委員

「ストレスマネジメントと心の健康教育」の「児童生徒の心の健康育成」のところで「学校の取組」というのは、家庭にも何か関わられる役割があるのか。

事務局

現在、スクールカウンセラーが各校に1名配置されており、ストレスマネジメント等の研修も行っている。児童・生徒にも働きかけると同時に保護者会等でスクールカウンセラーが話す機会もあるため、そういった場を活用しながら健康教育を進めていこうと考えている。

D委員

「心の健康」について、通常の状態を「ゼロ」とするならば「マイナス」になってしまった子どもたちのケアについて、が重点的に扱われている気がする。

また、教育現場に来ていない子どもや保護者に対して、いかに目を向けていくかということが以前から気になっていた。そういった家庭に入り込んでいくような支援が必要なのではないか。

「不登校に対応」について、不登校イコールすぐに「困難」と捉えられることが多いと思うが、「困難」というよりは学校に行く意味が解らず自分で勉強する子どももいるため、必ずしも学校だけではない「学びの場」というのができ始めているのではないかと思う。

事務局

プラスであるものをさらにプラスにして「心の健康」を進めていくという趣旨もあるので表現を工夫していきたい。

E委員

「スクールソーシャルワーカー」「スクールカウンセラー」「スクールアドバイザー」「教育支援コーディネーター」について、説明を加えて欲しい。

G委員

今回の計画で初めて「心の健康」という基本方針ができたことにより、例えばスクールカウンセラーの派遣回数を増やすなど、予算がないと難しいことではあると思うが、そのような視点でも考えていただきたい。

事務局

スクールカウンセラーについては、東京都から派遣されており、市としては毎年、時間延長や人員確保についての要望を行っている。その結果、2年ほど前に、年間の派遣数が35週から38週に増えた。

一方、臨床心理士が50分間のカウンセリングを行う教育相談については、相談件数が非常に多くなっている。

スクールカウンセラーの派遣だけでなく、教育相談やスクールソーシャルワーカーの派遣など、様々な取組によって子どもたちの支援を行っており、全体として力を入れていきたいと考えている。

L委員

「初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施します」とあるが、「初期の日本語指導」を実施すると、子どもたちは日常生活ができる程度の日本語を習得することができるようになる。

今後はさらに増えていく外国籍の子どもたちに対して、「初期の日本語指導」が終わった後の支援が必要なのではないか。

事務局

教育委員会で行っているのは「初期指導」となっており、福祉の分野で行うその後のケアについて、教育計画の中で示すことができるのかどうかについては検討する必要があるのではないかと思う。

事務局（委託業者）

（資料3 基本方針3の説明）

I委員

36ページの「地域と連携づくり」の取組事業の「地域学校協働活動及び地域学校協働本部の研究」のところが一般的にはわかりにくいと思うので説明をお願いしたい。

事務局

平成29年3月の社会教育法の改正で新しく位置付けられた考え方である。今までは学校を地域が支援するという在り方が主流だったが、法改正の中で「地域と学校が双方向性で互いに協働・連携をしていく」という活動をしていくことが位置付けられた。

その活動自体を「地域学校協働活動」と言い、活動の基盤となる仕組みを「地域学校協働本部」という。

G委員

近隣区の例として、地域と学校がうまく連携した取組を行っているところがある。

C委員

西東京市においては、「地域学校協働活動」の流れの中で、地域と学校の連携の先にコミュニティ・スクールを位置付けているのかということをお聞きしたい。また、「コミュニティ・スクール」の用語解説を入れていただきたい。

事務局

直接的な回答にはならないかもしれないが、文科省の考えでは、先ほどの地域学校協働活動・本部とコミュニティ・スクールが両輪にあるという考え方が示されている。

事務局（委託業者）

（資料3 基本方針4の説明）

座長

先日、下野谷遺跡を実際に見学しに行き、とてもいい資源であると感じた。コラムを入れることで、幅広く市民が興味を持って活用できるようになればいいと思う。

G委員

51ページの「文化財の保存と活用の充実」の方向性の「地域博物館等の設置について検討します」について具体的なイメージを教えてください。

事務局

西東京市文化財保存・活用計画において、文化財の保存・活用を推進していくに当たって、西原総合教育施設にある郷土資料室の機能の拡充を検討する必要があるとしている。

また、下野谷遺跡保存活用計画では、史跡に近接して展示・ガイダンス機能があることが望まれることから、文化財の保存・活用の拠点となるような施設の設置を検討することを位置付けた。

B委員

基本方針4「誰もが学習に参加できる機会の充実」に関連するかと思うが、現計画では「青少年の活動への支援」が入っていたが、新しい計画の中では青少年に特化した文言がない。

青少年への支援がどこに含まれているのかがわかるようにしていただきたい。

事務局

「誰もが学習に参加できる機会の充実」として、公民館では様々な事業を実施している。以前は子どもたちだけを対象にした事業が主流だったが、現在は、子どもと地域の人たちが共に学び成長していく「地域の安全・安心」という面も考えた取組ということで事業を進めている。

(3) その他

次回の日程は10月5日（金）午前9時30分から 田無庁舎5階502会議室で開催

以上